

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 23 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

初音 2 区地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来性のあり方

- (1) 安定した生産基盤の確保及び作業効率の向上を図るため農地中間管理機構を活用した農地集積・団地化を推進するとともに耕作放棄地解消も同時に図る。
- (2) (水稲) 環境に配慮した栽培及び地域ブランド米の確立を目指す。
- (3) 地域づくりや農村・農業振興を図るため、地産地消・都市交流（グリーンツーリズム）を推進する。